

税制改正のチェックポイント PART I

【所得税】平成22年分から適用

寄付金控除

適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。

寄付金控除の金額＝（特定寄付金額の合計額又は総所得の40%の低い金額）－2千円

政党等寄付金特別控除

平成26年12月31日までに支出した政治活動に関する政党等寄付金について、適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。

『1と2のいずれか少ない方の金額』

- 1 {（政党等に対する寄付金の合計額又は総所得金額等の40%を限度）－2千円} × 30%
- 2 その年分の所得税の25%に相当する金額

中小企業者の少額減価償却資産の取得価格の必要経費算入の特例の延長

一定の要件のもとで取得した30万円未満の減価償却資産で、取得価格の合計額が300万円までについて、その年の必要経費に全額算入できる特例についてその適用期限が2年間（平成24年3月31日取得分まで）延長されました。

減価償却の方法

- (1) 普通償却・・・取得金額10万円以上・・・耐用年数表による
- (2) 一括償却資産・・・取得価格10万円以上20万円未満・・・3年均等償却
- (3) 少額償却資産・・・取得価格30万円未満・・・即時償却（措置法28-2）

【相続税、贈与税】

小規模宅地等について課税価格の計算の特例

- ① 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（改正前200㎡まで50%減額）が適用対象から除外。
- ② 一の宅地等について協同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定。
- ③ 一棟の建築の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分とがある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。
- ④ 特定居住用宅地等は主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることが明確化された。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

- ① 適用期限が平成21年1月1日から平成23年12月31日までとされた。
- ② 非課税限度額が次のとおり引き上げられた。◎平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,500万円 ◎平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,000万円
- ③ 特定受贈者の要件に、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること。

特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例

適用期限が平成23年12月31日までに2年延長された。

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例

適用期限が平成21年12月31日の適用期限をもって廃止された。